「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

社会福祉法人 欅会 石岡市特別養護老人ホームのぞみ

当施設は介護保険の指定を受けています。 (茨城県指定第0870500279)

当施設は契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供される サービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明致します。

*当施設の入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

	◇◆目次◆◇	
1	施設設置者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	施設経営法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	ご利用施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	居室の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	職員の配置状況、勤務体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	当施設が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・・・	4 ~
7	施設を退所していただく場合(契約の終了)・・・・・・・・	13
8	残置物引取人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
9	苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15

1. 施設設置者

- (1)設置者名 石岡市
- (2) 設置者所在地 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1
- (3)電話番号 0299-23-1111

2. 施設経営法人

- (1)経営法人 社会福祉法人 欅 会
- (2) 法人所在地 茨城県石岡市大砂 10528 番地 14
- (3)電話番号 0299-56-3600
- (4)代表者名 理事長 瀧田 孝博
- (5) 設立年月日 平成 13 年 1 月 19 日

3.ご利用施設

- (1)施設の種類 指定介護老人福祉施設 ・平成13年4月1日指定 茨城県 0870500279 号
- (2)施設の目的 介護保険法令に従いご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する事を目的として、ご利用者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設としてのサービスを提供します。
- (3)施設の名称 石岡市特別養護老人ホームのぞみ
- (4)施設の所在地 茨城県石岡市大砂 10527 番地 6
- (5)電話番号 0299-27-5501
- (6) 施設長(管理者) 氏名 元山 哲
- (7) 当施設の運営方針
 - ①提供するサービスは、介護保険法令の趣旨及び内容に沿ったものに致します。
 - ②利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに 利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、要介護度に応じた介護計画・栄養ケア計画 を作成し、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- (8) 開設年月日 平成13年4月1日
- (9)入所定員 50人
- (10) 提供するサービスの第三者評価の実施状況 当施設では、提供するサービスの第三者評価は行っておりません。

4.居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として 4 人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出ください。(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備の概要	室数	備考
個室(1人部屋)	1 0	従来型個室(内畳部屋1室)
2 人 部 屋	4	多床室(内畳部屋1室)
4 人 部 屋	8	多床室(内畳部屋1室)
合 計	2 2	
多目的ホール	1	
機能訓練室	1	・主な設置機器 移動式平行棒、ホットマグナー他
浴室	1	特殊浴槽(2台)、一般浴槽
医 務 室	1	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。

☆居室の変更:契約者又はご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。又、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者と協議のうえ決定するものとします。

5.職員の配置状況 (短期入所生活介護と兼務)

当施設では、利用者に指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員 を配置しています。

(I) 主な職員の配置状況 *職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準(常勤換算)	業務内容
*施設長(管理者)	1名	施設運営について統括・管理
副施設長	適当数	施設長を補佐し、看護職員・介護職員を統括
古效臣 古效只	冷小 粉	施設全体の経理・会計・法務・営繕・物品の
事務長・事務員	適当数	購入・庶務等の管理等
		契約者並びに利用者の日常生活上の相談に応
*生活相談員	1 名以上	じると共に、サービスの調整、各関係機関と
		の連携等を行います
 *介護職員	18 名以上	日常生活の介護並びに健康保持のための相
* 月 啶柳县	10 行以上	談・援助等
		主に利用者の健康管理や療養上のお世話を行
*看護職員	3 名以上	いますが、日常生活上の介護・介助等も行い
		ます
		栄養・食事に関する事全般
*管理栄養士(栄養士)	1名以上	栄養ケアプランの作成、利用者への適切な食
		事の提供、食材や飲料水等の衛生管理等
*機能訓練指導員(看護師兼務)	1名以上	利用者の機能維持訓練等
*介護支援専門員(相談員兼務)	1名以上	利用者に係る施設サービス計画(ケアプラン)の作成
*医師(非常勤)	1名以上	利用者の健康管理及び療養上の指導

^{*}常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(週 40 時間)で除した数です。

^{*}看護職員は、夜間における利用者急変等に備え、24 時間いつでも連絡を取ることが出来る体制を整えています。

(Ⅱ) 主な職種の勤務体制

	職	種		勤務時間
施	薑	艾	長	日 勤:9:00~18:00
事務	务長	・事剤	务員	日 勤:9:00~18:00
生	活 柞	目談	員	日 勤:9:00~18:00
				早番①:6:30~15:30
				早番②:7:00~16:00
介	灌	職	吕	日 勤:9:00~18:00
ולו	吱	Ч НХ	只	遅番①:10:30~19:30
				遅番②:12:00~21:00
				夜 勤:17:00~9:30

職種	勤務時間
副 施 設 長	日 勤:9:00~18:00
管理栄養士	日 勤:8:00~17:00
機能訓練指導員	日 勤:9:00~18:00
介護支援専門員	日 勤:9:00~18:00
E G	毎週月・木曜日
医師	13:30~15:30
1	

*土・日祭日は上記と異なる場合があります

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 利用料金が介護保険から給付されるサービス(契約書第3条参照)

以下のサービスについては、7~9割が介護保険から給付され、利用者負担が1~3割となっております。

※一定以上の所得がある利用者様につきましては、利用者負担が異なる場合があります。

1) サービスの概要

①入 浴

- ・体調や皮膚状態に応じて、原則週に2回(状況に応じては随時)は入浴又は清拭を行います。
- ・身体状態に応じて、一般浴・機械浴(座位式又は臥位式)を使用して入浴する事が出来ます。

②排 泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を適切に活用した援助を行います。
- ・個々の排泄パターンを重視した介助を随時行います。

③機能訓練

・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能 の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

4)健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ・年に1回レントゲン撮影等健康診断を実施します。
- ・必要に応じて医療機関への受診の対応を行います。

⑤栄養管理

- ・当施設では、管理栄養士が利用者一人一人の栄養ケアプランを作成し、献立に反映させ、 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 8:00~9:00 昼食 12:00~13:00 夕食 18:00~19:00

⑥口腔ケア

・おいしく食事が摂れるよう毎食後、口腔ケアを実施します。

・利用者の身体状況に応じて口腔アセスメント及びプランを作成し、個別の口腔機能維持管理を援助します。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

2) サービス利用料金(契約書第3条参照)

下記の料金表は、以下の計算式によって算出しております。尚、利用日数や加算内容に伴い料金変更となるため、下記の料金表は概算となります。

- 1. 月額総単位数×10=月額基本サービス費(小数点以下切捨)
- 2. 月額総単位数×14%=介護職員等処遇改善加算(小数点以下四捨五入)
- 3. (月額総単位数+介護職員等処遇改善加算)×10=総額(小数点以下切り捨て)
- 4. 総額-介護保険給付費=利用料金

~令和6年6月より~

(I)介護給付サービス単価(算定1ヶ月/30日で表示)

単位

1.入所者の要介護度別の	要介護度 1	要介護度 2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
基本単位	17,670	19,770	21,960	24,060	26,130
2.日常生活継続支援加算	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
3.看護体制加算(I)	180	180	180	180	180
4.夜勤職員配置加算(I)	660	660	660	660	660
5.科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50	50	50	50	50
6.自立支援促進加算	280	280	280	280	280
7.協力医療機関連携加算	100	100	100	100	100
8.月額総単位数	20,020	22,120	24,310	26,410	28,480
9.介護職員等処遇改善加算(I)	2,803	3,097	3,403	3,697	3,987

(II) 介護給付サービス負担額(算定1ヶ月/30日で表示)※1割負担額

Д

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度3	要介護度4	要介護度 5
10.基本サービス費 (8×10円)	200,200	221,200	243,100	264,100	284,800
11.総額(8+9)×10 円	228,230	252,170	277,130	301,070	324,670
12.うち介護保険から給付 される金額(11×0.9)	205,407	226,953	249,417	270,963	292,203
13.自己負担額(11-12)	22,823	25,217	27,713	30,107	32,467

(II) 介護給付サービス負担額(算定 1ヶ月/30日で表示)※2割負担額

円

	要介護度1	要介護度 2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
10.基本サービス費 (8×10円)	200,200	221,200	243,100	264,100	284,800
11.総額(8+9)×10 円	228,230	252,170	277,130	301,070	324,670
12.うち介護保険から給付 される金額(11×0.8)	182,584	201,736	221,704	240,856	259,736
13.自己負担額(11-12)	45,646	50,434	55,426	60,214	64,934

(Ⅱ) 介護給付サービス負担額(算定 1 ヶ月/30 日で表示)**※3 割負担額**

円

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度3	要介護度4	要介護度 5
10.基本サービス費 (8×10円)	200,200	221,200	243,100	264,100	284,800
11.総額(8+9)×10 円	228,230	252,170	277,130	301,070	324,670
12.うち介護保険から給付 される金額(11×0.7)	159,761	176,519	193,991	210,749	227,269
13.自己負担額(11-12)	68,649	75,651	83,139	90,321	97,401

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額をのぞく金額が介護保険から払い戻しされます (償還払い)。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付いたします。

☆介護保険負担割合証の負担割合に応じた額をご負担頂きます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更額に応じて、利用者の負担額を変更します。

(Ⅲ) その他介護給付サービス加算(1日あたり)(契約書第3条参照)

※下記については、対象者のみ前項(I)介護給付サービスのサービス利用に係る負担に加算されます。 ※介護保険負担割合証の負担割合に応じた額をご負担頂きます。

~令和6年4月より~

1日あたりの金額

加算項目	1割負担額	2割負担額	3割負担額
初 期 加 算	30 円	60 円	90 円
外 泊 入 院 時 加 算	246 円	492 円	738 円
認知症行動・心理症状緊急 対 応 加 算	200 円	400 円	600円
療 養 食 加 算	6 円/回	12 円/回	18 円/回
経 口 移 行 加 算	28 円	56 円	84 円
経 口 維 持 加 算	①400 円/月	①800円/月	①1,200 円/月
4E 44 941 91	②100 円/月	②200 円/月	② 300 円/月
在宅サービスを利用した時の費	560 円	1,120 円	1,680 円
① 看 取 り 介 護 加 算 I (死亡日 45 日前~31 日前)	72 円	144 円	216 円
② 看 取 り 介 護 加 算 I (死亡日 30 日前~4 日前)	144 円	288 円	432 円
③ 看 取 り 介 護 加 算 I (死亡日前日・前々日)	680 円	1,360 円	2,040 円
④ 看 取 り 介 護 加 算 I (死亡日)	1,280 円	2,560 円	3,840 円
安全対策体制加算	20 円/月	40 円/月	60 円/月
①褥瘡マネジメント加算	3 円/月	6 円/月	9 円/月
②褥瘡マネジメント加算	13 円/月	26 円/月	39 円/月
高齢者施設等感染対策向上	①10 円/月	①20 円/月	①30 円/月
加 算	② 5円/月	②10 円/月	②15 円/月
新興感染症等施設療養費	240 円/日	480 円/日	720 円/日
退所時栄養情報連携加算	70 円/月	140 円/月	210 円/月
再入所時栄養連携加算	200 円/回	400 円/回	600 円/回

※他、外泊・入院等で居室を空けておく場合は、居住費の負担があります。但し第 1~3 段階の方は、6日までは負担限度額認定の適用が受けられます。(※利用者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただき、かつ実際にベッドを活用させて頂いた場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。)7日目以降、契約者及び利用者の希望により居室を空けておく場合には、ご利用の居室の種類に応じた居住費をご負担頂きます。(負担限度額認定の適用はありません。)

•初期加算 新規入所または入院(1ヶ月以上)後につき加算(30日を限度)

1ヶ月に6日を限度として加算されます。但し、月をまたぐ場合には、最 · 外泊入院時加算 大 12 日間が加算対象となります。(※尚、加算期間中については、個室

及び多床室の居住費についてもご負担頂きます。)

状緊急対応加算

・認知症行動・心理症 医師が、認知症の行動・心理症状があると認め、在宅生活が困難であり 緊急に入所をする事が適当であると判断した者に対し、入所受入を行っ た場合には入所した日から起算して 7 日間を限度に1日につき所定単位 が加算されます。

·療養食加算 医師の指示に基づき療養食を提供した場合

· 経口移行加算 経管による食事を摂取する方が、医師の指示に基づき経口による栄養管 理を行う場合(180日を限度)

①経口による食事を摂取する利用者で誤嚥が認められる場合 ·経口維持加算

②協力歯科医療機関を定め、歯科医師が会議等参加している場合

・在宅サービスを利用 外泊時、施設により提供される在宅サービスを利用した場合は、1ヶ月に した時の費用 6日を限度として所定単位数に代えて1日につき加算されます。

・看取り介護加算I 医師が終末期にあると判断した方に対し、本人又は家族の同意を元に看 取り介護を行った場合(45日間を限度)

①死亡日 45 日前~31 日前

②死亡日30日前~4日前

③死亡日前日・前々日

④死亡日

外部研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し組織的に安 · 安全対策体制加算 全対策を実施する体制が整備されている場合、加算されます。

※入所時に1回のみ加算

・褥瘡マネジメント 国の指針に基づいた評価を行った上、褥瘡のリスクを計画的に管理した 加算 場合、その結果に応じて加算されます

策向上加算

・高齢者施設等感染対 施設内で新興感染症が発生した際、感染症の診療等を実施する医療機関 との連携体制が構築出来ている場合に加算されます

養費

・新興感染症等施設療 入所者が新興感染症に感染した際、対応する医療機関を確保し、適切な 感染対策を行った上、介護サービスを提供した場合に加算されます。

※1月に1回 連続する5日を限度

・退所時栄養情報連携 特別食が必要な入所者が退所する際、退所先となる医療機関に栄養情報 加算 を提供した場合に加算

・再入所時栄養連携加 利用者が医療機関から再入所する際、継続して特別食を提供する場合に 算 加算

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただくサービス(契約書第4条参照) 以下のサービスは、原則利用料金の全額がご契約者の負担となります。

1)居住費及び食事の提供

サービス料金としては下記表の通りとなります。

但し、世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けておられる方の場合は、居住費・ 食費の負担が軽減されます。介護保険負担限度額認定証を必ずご提示下さい。

~令和6年10月より~

日額の単位:円(30日あたりの金額)

対象者		EA	居住	主費	A #P
		区分	従来型個室	多床室	食 費
	生活保護者	利用者負担	380	0	300
	老齢福祉年金受給者	第1段階	(11,400)	0	(9,000)
世帯全員(世帯分離	年金収入等が 80 万円 以下の方、かつ預貯 金等の合計が 650 万 円以下(夫婦は 1,650 万円以下)	利用者負担第2段階	480 (14,400)	430 (12,900)	390 (11,700)
村民税非課	年金収入等が 80 万円 超 120 万円以下の 方、かつ預貯金等の 合計が 550 万円以下 (夫婦は 1,550 万円以 下)	利用者負担第3段階①	880 (26,400)	430 (12,900)	650 (19,500)
税 配偶者を含む)が	年金収入等が 120 万 円超の方、かつ預貯 金等の合計が 500 万 円以下(夫婦は 1,500 万円以下)	利用者負担第3段階②	880 (26,400)	430 (12,900)	1,360 (40,800)
	上記以外の方	利用者負担第4段階	1,231 (36,930)	915 (27,450)	1,734 (52,020)

※上記のほか、境界層に該当する方、第4段階該当者で特例減額措置の適用となる方も対象となります。また、65歳未満の方は、預貯金等合計額が1,000万円以下(夫婦は2,000万円以下)となります。

①食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方(利用者負担第1~3段階の方)につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当たり)のご負担となります。

②居住に要する費用 (光熱水費及び室料)

この施設及び設備を利用し、入所されるに当たり、多床室ご利用の方には光熱水費相当額、従来型個室ご利用の方には光熱水費相当額及び室料をご負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方(利用者負担第1~3段階の方)については、その認定証に記載された居住費の金額(1日当たり)のご負担となります。

- 2) その他のサービス概要と利用料金 *利用料金は、別紙利用料金表をご参照下さい。
 - ①特別な食事(酒を含みます)

利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。*糖尿病などの治療食ではありません

②おやつ 所定の時間に1日1回提供させていただきます。

(外出・外泊等でおやつが不要な場合には、当日の午後 12 時までにご連絡下さい。ご連絡がない場合には所定の料金をいただきます。)

③理美容サービス

限定された日ではありますが、ご希望の場合には、理美容師の出張サービスを提供します。

- ④貴重品の管理
 - ◇管理する金銭の形態:預貯金通帳、現金
 - ◇お預かりするもの:上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書
 - ◇保 管 管 理 者:施設長(施設管理者)
 - ◇出 納 方 法:手続きの概要は下記の通りです。
- ・預貯金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出してい ただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預貯金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は、入出金の都度、入出金記録を作成し、必要な場合には、その写しをご契約者 に交付します。尚、現金をお預かりする際、預かり証を発行いたします。
- ⑤レクリエーション、クラブ活動

利用者のご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。 <主な年間行事予定>グループ毎に内容が異なる場合や、感染症の流行状況により実施出来ない場合がございます。

1月	初詣外出・新年会	書き初め
2月	節分	寿司バイキング (施設内で)
3月	お花見(屋外に出て楽しみます)	ひな祭り・お彼岸
4月	お花見(屋外に出て楽しみます)	いちご狩り外出
5月	鯉のぼり	ドライブ外出
6月	あじさい祭り・利用者懇談会	買い物外出
7月	七夕祭り・納涼祭	水族館外出
8月	盆回向	夕涼み会

9月	敬老会・収穫祭	石岡お祭り見学
10月	運動会	買い物外出
11月	紅葉狩り	鍋
12月	忘年会	

<クラブ活動>クッキングセラピー、書道、茶道、園芸等(材料代等実費を頂きます)

⑥複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担していただきます。

⑦買い物代行

利用者が希望する場合において、施設外の商店等での買い物を代行いたします。

⑧電気製品持ち込み

個人使用する電気製品(電気毛布等)を持ち込み使用する事が出来ます。

9移送サービス

外出・外泊などの施設外に移送を行うサービス。

⑩付添サービス

施設外の外出等に付き添いを行うサービス。

(11)日常生活に必要となる諸費用実費

利用者の日常生活に要する費用で利用者にご負担頂く事が適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。但し標準使用量を大幅に超える場合、あるいは利用者が特殊なものをご希望される場合は、実費をご負担願います。

②契約書第21条に定める所定の料金

契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る1日当たりの料金(その他、食費・居住費)をご負担頂きます。)

※利用者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合、要介護度1の料金となります

~令和6年4月より~

要介護度	要介護度1	要介護度 2	要介護度3	要介護度 4	要介護度 5	
料 金	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710	

上記料金に加え、対象となる介護保険加算費用を別途ご負担頂きます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。 その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明致します。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

前記(1)及び(2)の1)居住費・食費・その他のサービスの利用料金については、1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月末日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

お支払い方法は、施設の窓口での直接払い、または口座振替にてお支払い下さい。

(尚、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。)

(4) 入所中の医療の提供について

1) 医療を必要とする場合

医療を必要とする場合は、利用者並びに契約者の希望により、下記医療機関において診療や 入院治療を受けることができます。(但し、次の医療機関での優先的な診療・入院治療を保証す るものではありません。又、次の医療機関での診療・入院治療を義務付けるものではありませ ん。

協力医療機関

医療	寮機関	目の名	含称	社会福祉法人欅会 旭台病院
所	在	:	地	茨城県石岡市旭台 1-17-26
診	療	科	目	内科、神経内科、皮膚科、泌尿器科 他

協力歯科医療機関

医療	機関の	名称	高野歯科医院
所	在	地	茨城県かすみがうら市市川 419

2) 緊急時の対応

利用者は高齢者である為、身体が変化しやすい状態にあります。当施設を利用中に急激な変化が見られた場合には、救急車を要請することもありますのでご了承下さい。

尚、看取り介護をご希望される方につきましては、時期を見て同意書を提出して頂く事があります。

(5) 利用者が病院に入院された場合の対応及び料金について(契約書第20条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院が生じた場合の対応は下記の通りです。

尚、入院期間中の付添や洗濯物等の支援につきましては、ご家族対応となりますのでご了承下 さい。

①6日以内の短期入院の場合(入院日・退院日を除く)

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所する事ができます。

但し、入院期間中であっても、所定の利用料金(料金表参照)及びご利用の居室の種類に応じた居住費(但し、負担限度額認定が適用されます)をご負担頂きます。

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再 び施設に入所する事が出来ます。

但し、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用頂く場合があります。

尚、契約者・利用者の希望により入院中も居室を確保した場合には、ご利用の居室の種類に 応じた居住費(但し、負担限度額認定は適用されません)をご負担頂きます。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所する事は出来ません。

<入院期間中の利用料金>

前記、①の入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担頂 くものです。

但し、利用者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただき、かつ 実際にベッドを活用させて頂いた場合には、所定の利用料金をご負担頂く必要はありません。 尚、利用料金の支払いについては前記(3)の支払い方法を準用します。

7.施設を退所して頂く場合(契約の終了について)(契約書第15条参照)

当施設との契約では契約終了の期日は特に定めていません。従って、以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することが出来ますが、仮に下記の事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所して頂くことになります。

- ①要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判断された場合
- ②平成27年4月1日以降に入所された方で、要介護1又は要介護2に変更となり特例入所の要件に該当すると認められない場合(詳細は、入所基準をご参照下さい)
- ③事業者が解散もしくは破産した場合、又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能となった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑥契約者等から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい)
- (7)事業者からの退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい)
- ⑧利用者が死亡した場合
- (1) 契約者等からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第 16条、第 17条参照) 契約の有効期間であっても、契約者並びに利用者から当施設からの退所を申し出ることがで きます。その場合には、退所を希望する 7 日前までに解約届出書をご提出下さい。但し、以下 の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ 又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤他の利用者が、利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- (2) 事業者からの申し出により退所して頂く場合(契約解除)(契約書第 18 条参照) 以下の事項に該当する場合には、当施設から退所して頂く事があります。
 - ①契約者並びに利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意 にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じ させた場合
 - ②契約者並びに利用者が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた 催告にも関わらずこれが支払われない場合
 - ③利用者が故意に又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ④利用者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれた場合若もしくは入 院した場合
 - ⑤利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
 - ⑥利用者及び契約者等による禁止事項行為により、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (3) 円滑な退所のための援助(契約書第19条参照)

利用者が当施設を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、 置かれている環境等を勘案し、円滑な退所の為に必要な以下の援助をご契約者に対して速やか に行います。。

- ○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設の紹介
- ○居宅介護支援事業者の紹介
- ○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介
 - *利用者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助に係る費用として 460 円 (介護保険から給付される費用の一部)をご負担頂く場合がございます。

8.残置物引取人(契約書第22条参照)

入所契約が終了した後、当施設に残された利用者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めて頂きます。(契約者と同一でも差し支えありません。)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、連絡を受けた後 2 週間以内に残置物を引き取って頂きます。又、引き渡しに係る費用については、契約者又は残置物引取人にご負担頂きます。

9.苦情の受付について(契約書第24条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口にて受け付けます。

◇苦情受付窓口及び担当者

【職名】 生活相談員 岡﨑 順子

- ◇受付時間 毎週月曜日 ~ 土曜日 9:00 ~ 18:00
- ◇受付方法 ①苦情受付ボックス:事務所横に設置しています ②電話(0299-27-5501)
 - ③FAX (0299-27-5502) ④ $\cancel{3}$ $\cancel{-1}$ $\cancel{-1}$

(2) 行政機関その他の苦情受付期間

石岡市役所	所	在	地	茨城県石岡市石岡1-1-1
介護保険課	電	話 番	号	0299-23-1111
	F	A	X	0 2 9 9 - 2 2 - 3 6 8 4
小美玉市役所	所	在	地	茨城県小美玉市上玉里1122
介護福祉課	電	話 番	号	0 2 9 9 - 4 8 - 1 1 1 1
	F	A	X	0 2 9 9 - 4 8 - 1 1 9 9
茨城県国民健康保険	所	在	地	茨城県水戸市笠原町978-26
団体連合会 茨城県支部	電	話 番	号	0 2 9 - 3 0 1 - 1 5 5 0
	F	A	X	0 2 9 - 3 0 1 - 1 5 7 5
	所	在	地	茨城県水戸市千波町1918
茨城県社会福祉協議会	電	話 番	号	0 2 9 - 2 4 1 - 1 1 3 3
	F	A	X	0 2 9 - 2 4 1 - 1 4 3 4

(3) 第三者委員の設置

当施設では、公平・中立を保つ為に、第三者の苦情処理委員として、以下の2名の方を選定しています。

潮田 光祐氏(司法書士) 小野 登代子氏(石岡市民生委員)

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 のぞみ

説明者職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け指定介護老人福祉施設サービスの提供 開始に同意しました。

利	用	者	住	所			
氏				名		年	J
契	約	者	住	所			
氏				名	(続柄)	年	1
残置物引取人住所							
氏				名	(続柄)	印]

*この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、入所申込又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1.施設の概要

(1)建物の構造 鉄骨造 平屋建て

(2)建物の延べ床面積 2,098.4 m²

(3)施設の周辺環境 石岡市の「ふれあいの里」(高齢者福祉ゾーン)の一角にあり、閑静

で落ち着いた雰囲気のもとで、明るく楽しい生活をしていただける

よう、職員全員で援助します。

(4) 併設事業

当施設では、次の事業を併設しています。

【短期入所生活介護】 平成13年10月1日指定 茨城県指定第0870500279号

【 通 所 介 護 】 平成 15 年 4 月 1 日指定 茨城県指定第 0870500394 号

【介護予防通所型サービス事業】 平成30年4月1日指定 石岡市指定第0870500394号

【 介護予防通所型サービス緩和事業 】 平成 29 年 4 月 1 日指定 石岡市指定第 08A0500017 号

2.契約締結時からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やその方針については、利用者と契約者及び事業者が参加してサービス担当者会議を開催し、それを決定いたします。

サービス担当者会議では、事業者より心身の状態や現在検討しているサービスの内容等についてのご説明をさせて頂き、利用者又は契約者の事業者に対するご要望やご意見を伺った上で、そのケアの方向性やサービス内容を決定し、提供致します。(契約書第2条参照)

①施設サービス計画書については介護支援専門員・生活相談員が、また栄養ケアプランについては管理栄養士が中心となって必要な調査を行います。



②それぞれの計画書は、調査内容を基に、多職種協働(介護支援専門員・管理栄養士・生活 相談員・介護職員・看護職員)で原案を作成いたします。



③この原案については、サービス担当者会議を開催し、事業者より利用者・契約者への説明 を行った上で、ご意見やご要望を伺いながら、必要に応じて修正・変更いたします。



④修正した内容について、事業者より再度ご説明させて頂き、利用者・契約者の同意を得て、そのサービス方針を決定し、提供させて頂きます。



⑤利用者の心身状態の変化や要望内容に変更が生じた場合には、随時サービス担当者会議を開き、サービスの見直し・評価・変更を行います。また、特段の変化がない場合にも、少なくとも1年に一度の見直し・評価を行います。

この時にも、事業者は利用者・契約者へご説明させて頂き、ご同意頂いた上でサービスの 提供をさせて頂きます。

3.サービス提供における事業者の義務(契約書第7条~第10条)

当施設は、利用者に対しサービスを提供するにあたって、次のことを遵守します。

- ①利用者の生命・身体・財産の安全確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合、医師又は看護職員と連携のうえ、契約者から聴取、確認します。
- ③利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請の為に必要な援助を行います。
- ④利用者に対して提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤事業者及びサービス従業者は、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わないと 共に、身体拘束等の適正化を図る為の必要な措置を講じます。但し、利用者又は他の利用者等の 生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合等には、記録を記載するなど、適正な手続き により身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご 家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

但し、利用者の緊急な医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者の心身の情報を提供します。

又、利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にてご契約者の同意を得ます。

- ⑦事業者は、高齢者虐待防止法を遵守すると共に、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発 を防止するための必要な措置を講じるものとします。(虐待防止)
- ⑧利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。(事故発生時の対応)

又、事業所は事故の発生又はその再発を防止する為の必要な措置を講じるものとします。

- ⑨事業所は、事業所内における感染症の発生又はその蔓延を防止する為の必要な措置を講じます。
- ⑩事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「事業継続計画」を策定し、当該計画の実施に必要な措置を講じます。

4.施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場として快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、持込物品について、制限をする場合がありますので、事前にご相談下さい。

(2) 面会

面会時間 8:00 ~ 20:00

- *来訪時には、面会受付簿にご記入ください。
- *飲食物等持込について制限する場合がありますので、事前に職員にご相談下さい。
- *感染症が流行している時期においては、面会を制限させて頂く場合がございます。

(3) 外出・外泊(契約書第23条参照)

外出・外泊をされる場合には、事前にお申し出下さい。但し、外泊については、1ヶ月に連続して6日、複数の月をまたがる場合には連続して12日以内(但し、出発日、帰所日を除く)とさせて頂きます。

尚、外泊期間中、外泊入院時加算(介護保険から給付される費用の一部)、及びご利用の居室の 種類に応じた居住費(但し、負担限度額認定の適用が受けられます。)をご負担いただきます。

(4)食事

外出などの理由で食事が不要な場合は、前日 18:00 までにお申し出ください。前日 18:00 までに申し出があった場合には、重要事項説明書 6(2)に定める「食事に係る自己負担額」は減免(3食全て欠食の場合)されます。

- (5)施設・設備の使用上の注意(契約書第11条参照)
 - ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従ってご利用ください。
 - ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価を お支払いいただく場合があります。
 - ・利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等管理上の必要があると認められる場合には、 利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合 は、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
 - ・施設敷地内駐車場における事故等に関しましては、一切の責任を負いかねますのでご了承下 さい。

(6) 喫煙

敷地内の喫煙スペース以外での喫煙は出来ません。(たばこ、ライターは施設でお預かりします)

(7) 禁止事項(契約書第18条参照)

当施設では皆様に安心してご利用いただくため、以下のことについて禁止しております。 尚、禁止行為があった場合には、契約終了の手続きを取らせて頂く事があります。

- ・施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害する事
- ・利用者、職員への迷惑行為

飲酒等における迷惑行為、暴力行為、威圧的行為、卑猥な言動等

・利用者、職員への金品等の授受や物品の販売、斡旋

- ・営利行為、宗教勧誘、特定の政治活動
- 5.損害賠償について(契約書第12条、第13条参照)

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、利用者に故意に又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められた時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。